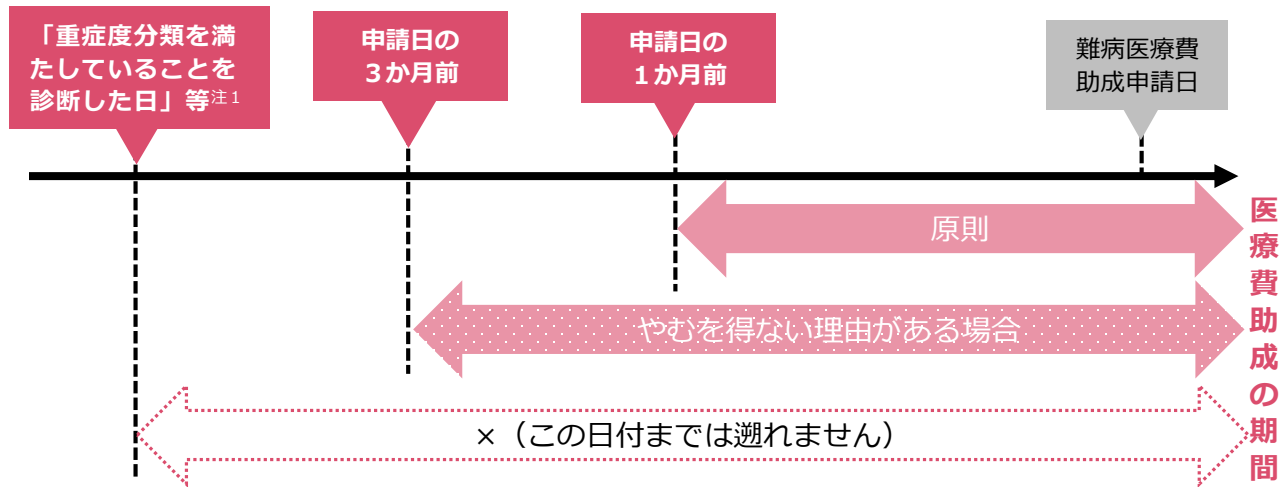


医療費助成開始日は、「重症度分類を満たしていることを診断した日」等の日付まで遡ることができます

医療費助成開始日のイメージ



- 医療費助成の開始時期を、「重症度分類を満たしていることを診断した日」等^{注1}とします。
- ただし、遡り期間は**原則として申請日から1か月**とします。「重症度分類を満たしていることを診断した日」等と比較して、**より遅い日付が医療費助成開始日**となります。
例) 「重症度分類を満たしていることを診断した日」等が4月10日、申請日の1か月前が4月15日
→4月15日が医療費助成開始日
- 診断日から1月以内に申請を行わなかったことについて、**やむを得ない理由^{注2}があるときは最長3か月まで延長**します。

注1 重症度分類を満たさない場合であっても、以下の要件を満たした方は医療費助成の対象となります（軽症高額対象者）。軽症高額対象者は、医療費助成の開始時期を、「**その基準を満たした日の翌日**」とします。

助成要件	申請月以前の12か月以内に、その治療に要した医療費総額が33,330円を超える月が3月以上あること
------	---

注2 診断書（臨床調査個人票）の受領に時間を要した、診断後すぐに入院することになった、大規模災害に被災した など （具体的な事例は、最終ページをご覧ください。）

注3 特定医療費の支給開始日を確認するため、**指定医が臨床調査個人票に記載された内容を診断した日（診断年月日）を臨床調査個人票に記載**します。

指定難病に関する情報は、「難病情報センター」ウェブサイトをご覧ください。

都道府県・指定都市ごとの相談窓口や難病指定医・難病指定医療機関、指定難病の疾病概要や診断基準などが掲載されています。

難病情報センター

検索

<https://www.nanbyou.or.jp/>

具体的な判断方法等については、次ページ以降をご確認ください。

なお、医療費助成の申請方法について、詳しくはお住まいの区役所・総合支所の障害高齢課にお問い合わせください。

医療費助成開始日の判断について

遡りが可能な申請は、「新規申請」と「変更申請（疾病追加）」です。

※「重症度分類」および「軽症高額該当基準」の両方を満たす方は、より遡りが可能な日を記載し、適用することができます。

A : 特定医療費の申請日

B : (重症度分類を満たす方)臨床調査個人票に記載されている診断年月日
(軽症高額該当基準を満たす方)領収書等で確認した「軽症高額該当基準を満たした日の翌日」

A から **B** までの期間が、1か月以内である

はい

いいえ

B の日付を記載してください。
右側のチェックボックスの
記載は「不要」です！

申請が遅れたことにやむを得ない理由がある

はい

いいえ

A から **B** までの期間が3か月以内である

はい

いいえ

B の日付を記載のうえ、
右側チェックボックスの
「特段の理由はない」にチェック
が必要です！
ただし、遡りはAの日付の1か月
前となります。

B の日付を記載してください。
右側のチェックボックスの
記載が「必要」です！

B の日付を記載してください。
右側のチェックボックスの記
載が「必要」です！
ただし、遡りはAの日付の3
か月前となります。

◆1か月前（3か月前）の考え方◆

1か月前または3か月前の同日とな
ります。ただし、同日が存在しな
い場合は、月末の日となります。

(例1)

が11月15日の場合の1か月前
A ⇒ 10月15日

(例2)

が5月31日の場合の1か月前
A ⇒ 4月30日

やむを得ない理由の例については、次のページをご参照ください

申請が遅れたことのやむを得ない理由の例

※診断年月日等から1か月以内に申請を行わなかったことについて、やむを得ない理由がある場合は、申請日から最大3か月の助成開始時期の遡りの対象となります。

※以下を参考に申請書のチェックボックスを記載してください。

※その際、証明書類等の提出は必要としません。

□ 臨床調査個人票の受領に時間を要したため

- 「診断がついた」あと「臨個票の受領まで」に申請者の責めに帰さない理由により時間を要したケース
※診断後1か月以内に臨個票を受領した場合でも、残りの期間が少なく1か月以内に申請することが難しい場合も含む。
- × 「診断がつく」までに時間を要したケースは想定していない。

□ 症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため

- 成年患者本人や申請者である保護者が、体調面の理由により準備に時間を要したケース
- 成年患者本人や申請者である保護者が、自分以外の家族等の看護や介護におわれていたケース
※体調面の原因は、申請する疾病に限らない。（認知機能・高齢による身体機能の低下も含む。）
※代理人の有無やその代理人による申請の可否は考慮しない。

□ 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため

- 地震、豪雨、豪雪、津波等に被災したことにより準備に時間を要したケース
- 感染症により行動制限が必要であるケース
※地域における災害等の状況を鑑み、やむを得ない理由として差し支えない。

□ その他

- 医療機関から診断を受け臨床調査個人票を発行されているが、DV被害を受け（女性相談所で一時保護を受ける等）、申請手続きのために直ちに動けなかった。
- 離島患者において、医療機関が遠隔地（島外）にあり、臨床調査個人票を受領後、治療のため帰島することができず、申請書類の準備や提出に時間を要したため
等
- × 仕事、育児、失念、身内の不幸、転居等は想定していない。